

## 大阪府下 取得まで2〜3か月

特殊車両通行許可が窓口の混雑により、なかなか認められず、違法とは知りながら運行し摘発を受けるケースは多い。運送会社によればトレーラの納車後、償却のことを考えれば、すぐに動かしたいが、最近では特車通行許可の取り締まりが非常に厳しく行われていて、通行許可が認められるまで運行を控える運送会社が増えている。特車通行許可が認められるまでの期間は大阪府下では専門家によると2か月から3か月必要で、中には申請書の不備からさらに3か月必要となり、計半年かかったという運送会社も存在するという。

### 期間早い地域調べて

大ト協海上コンテナ部会 山口与嗣雄部会長

大ト協海上コンテナ部会については、大阪府ナ部会の山口与嗣雄部会長は、先日同部会会長は、先日の同部会会議で「特車通行許可については各社とも期間が長く混乱している。しかし、特車通行許可がない状態で高速道路などを通行し違反が発覚した場合は、厳しい処置やコーポレートカードの使用に支障を来す結果となる。」と話していた。一部の運送会社では、特車通行許可申請を大阪府以外で

### 全国の国道事務所 混雑状況把握を

務行政事務所の細川泰佑行政書士に話を聞くと、「以前は愛知県で通行許可申請があまり混雑していないとのこと、自身も愛知でユーザーからの依頼で申請し、許可の期間が短かった。



(写真と本文は関係ありません)

月から3か月程度の期間が必要であったため、出来るだけ特車通行許可申請がスムーズにできるところを探して、地方でも出来るという「行った」と話す。

実際、特車通行許可申請を代行する細川

さらにインターネットで混雑状況が把握できる機関があるようで、それで混雑状況を把握して、地方でも特車通行許可申請の混雑状況が把握できスムーズに許可が得られるようだ。過去には自身もネットで調べ

特車通行許可は最も。 (佐藤弘行)